

ふれあい「上郷の家」重要事項説明書

当事業所は善通寺市の指定を受けています。

(善通寺市指定 第3790400083号)

当事業所は利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上御注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び運営時間	2
4. 職員の配置状況	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 守秘義務	4
7. 苦情の受付について	5
8. 緊急時等における対応方法	5
9. 防災設備	5
10. 事故発生時の対応	5
11. 利用者の尊厳	6
12. 身体拘束の禁止	6
13. 損害賠償について	6

1. 実施主体

- (1) 名 称 善通寺市社会福祉協議会 指定認知症対応型通所介護事業所
ふれあい「上郷の家」
- (2) 所在地 香川県善通寺市文京町二丁目1番4号
- (3) 電話番号 0877-63-4002
- (4) 代表者氏名 会長 杉 峯 文 昭
- (5) 開所年月日 平成22年4月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
平成22年4月1日指定 善通寺市 3790400083 号
- (2) 事業所の目的 指定通所介護は、介護保険法令に従い、利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者へ、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 善通寺市社会福祉協議会 指定認知症対応型通所介護事業所
ふれあい「上郷の家」
- (4) 事業所の所在地 香川県善通寺市善通寺町2946番4
- (5) 電話番号 0877-63-4002
- (6) 管理者氏名 管理者 大鹿 裕子
- (7) 施設の運営方針 通所の利用者へ各種サービスを提供して、これらの方々の生活の助長、社会的孤独感の解消等を図るとともに、その御家族等の身体的、精神的負担の軽減を図ってまいります。
- (8) 開設年月日 平成22年4月1日
- (9) 利用定員 9人

3. 事業実施地域及び運営時間

通常の事業の実施地域 善通寺市

営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:15
サービス提供時間	9:00~17:00

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	常勤	非常勤	兼務	指定基準
1. 管理者	1		1	1
2. 生活相談員	2	1	2	1
3. 看護職員(機能訓練指導員兼務)		2		1
4. 介護職員	2	4	3	

◆主な職員の配置状況◆

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 生活相談員	勤務時間： 8：30～17：15
2. 看護職員	勤務時間： 8：30～17：15
3. 機能訓練指導員(兼務)	勤務時間： 8：30～17：15
4. 介護職員	勤務時間： 8：30～17：15

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについては、次のいずれかとなります。

(ア) 利用料金が介護保険から給付される場合

(イ) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の大部分 (通常9割又は8割) が介護保険から給付されます。

◇◆サービスの概要◆◇

①送迎

・送迎車両により、基本的に事業所と自宅との間を行います。

②食事 (ただし、食費は別途いただきます。)

・当事業所では、栄養士さんに協力をいただいて作成した献立表に基づき、栄養及び利用者の身体の状況、嗜好を考慮した食事を提供します。

③入浴

・入浴又は清拭を行います。

④排泄

・利用者の排泄の介助を行います。(オムツ利用の方は御持参ください。)

⑤レクリエーション

・行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

◆サービス利用料金 (1回あたり) ◆ (契約書第6条参照)

介護保険の費用がある場合は、原則として料金表の利用料金が利用者の負担額となります。

利用者負担額については、下記に記載しています。

	要支援	要支援	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度	要介護度
	1	2	1	2	3	4	5
1. 利用者の要介護・要支援サービス利用料金	所要時間3時間以上5時間未満						
	493円	546円	564円	620円	678円	735円	792円
	所要時間5時間以上7時間未満						
	749円	836円	865円	958円	1,050円	1,143円	1,236円
	所要時間7時間以上9時間未満						
	852円	952円	985円	1,092円	1,199円	1,307円	1,414円
2. 入浴介助加算	50円						
3. 若年性認知症受入加算	厚生労働大臣の定める基準に該当する人のみ加算						60円
4. サービス提供体制強化加算	介護福祉士5割以上					18単位/回	
4. 介護職員処遇改善加算 ※月毎に基準に基づき (I) ~ (III) までのいずれかを加算 若しくは加算しない。	厚生労働大臣が定める基準に該当する月 (I) 65歳以上の方は、(1+2) の1000分の68 40歳~65歳未満の方は、(1+2+3) の1000分の68						

	同 (II) 65歳以上の方は、(1+2)の1000分の38 40歳～65歳未満の方は、(1+2+3)の1000分の38 同 (III) (II)の100分の90 同 (IV) (II)の100分の80	
サービス利用に係る 自己負担額	該当する部分は、○印で囲んでいます。	円

- 利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金（料金表の金額×10倍）の全額をいったんお支払いいただきます。
要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻（償還払い）されます。
また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 利用者に提供する食費にかかわる費用は別途いただきます。
- 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

◇◆サービスの概要と利用料金◆◇

①食事の提供（食費）

利用者に提供する食事の費用です。

料金：1回あたり 500円(おやつ代金を含む。)

②レクリエーション・クラブ活動

利用者の希望によってレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担いただきます。1枚につき 10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかわる費用を負担いただきます。

⑤おむつ代

実費となります。

- 経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記(1)、(2)の料金、費用は、1か月ごとに計算し、御請求しますので、翌月末までに次のいずれかの方法でお支払いください。

- ア. 現金でのお支払い。
- イ. 金融機関口座からの自動引き落とし
御利用できる金融機関：ゆうちょ銀行株式会社

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、利用者の都合から、通所介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサー

ビスの利用を追加することができます。

この場合には、サービスの実施の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況から利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

6. 守秘義務（契約書第10条参照）

- (1) 事業者及びサービス従事者は、施設介護サービスを提供する上で知り得た利用者及び御家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者の円滑な利用中止のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書で利用者及び御家族等の同意を頂きます。
- (4) 事業者は、善通寺市社会福祉協議会個人情報保護方針に従い、利用者及び御家族等の個人情報の保護に努めます。

7. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

(1) 当事業所における苦情や御相談の窓口。

○苦情受付窓口 〒765-0013 香川県善通寺市文京町二丁目1番4号
善通寺市総合会館1階 ☎0877-62-1614

○担当者 次長 多田羅 博史

○受付時間 8:30～17:15（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「祝日等」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「年末年始」という。）を除く。）

(2) 行政機関及びその他の苦情受付機関 ※ただし、土曜日、日曜日、祝日等及び年末年始を除く

善通寺市役所 健康福祉部 高齢者課	所在地 善通寺市文京町2丁目1番1号 電話番号 0877-63-6331 F A X 0877-63-6355 受付時間 9:00～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2-3-2 電話番号 087-822-7435 F A X 087-822-6023 受付時間 9:00～17:00
香川県健康福祉部 長寿社会対策課	所在地 高松市番町4丁目1番10号 電話番号 087-832-3267 F A X 087-806-0206 受付時間 9:00～17:15

8. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変があった場合及びその他の必要な場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(御家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

9. 防災設備

防 災 設 備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	消火器	1	非難口	あり
	住宅用火災報知器	2	誘導灯	1
カーテンは防災性能のあるものを使用しています。				

10. 事故発生時の対応

サービス提供によって事故が発生した場合には、御家族、市及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行いません。

再発防止対策については事故の軽重を問わず事故報告を怠りなく実施します。事故の実態を分析し一つひとつの対策を実行し再発の防止に努めます。

11. 利用者の尊厳

利用者の人権、プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由から拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び御家族等へ十分な説明をし同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 損害賠償について (契約書第12条 第13条参照)

事業者の責任によって利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合また、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます

平成 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 善通寺市社会福祉協議会 指定事業所認知症対応型通所介護事業所
ふれあい「上郷の家」

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____ 印

利用者代理人住所 _____

氏 名 _____ 印（続柄 _____）